

債権者が債権の担保として債務者（または第三者）から受け取った物を債権の弁済を受けるまで留置し、弁済がないときには他の債権者に優先して弁済を受けられる担保物権

### 1. 動産質権の設定・対抗

(1) 設定：要物契約（目的物の引渡）344条

- \* 占有改定による引渡は不可
- 質権者は設定者に自己に代わって質物の占有をさせることができない 345
- 要物性の根拠 ( 質権公示原則の貫徹 抵当権の公示原則 *publicitätprinzips* 留置的効力の確保

【論点】任意で質物を設定者に返還した場合は？

(2) 対抗要件：質物を継続して占有すること 352条

質物を第三者が占有した場合は？

- ・ 第三者に賃貸、保管させたとき ~ 質権の対抗力は存続(質権者は間接占有者)
- ・ 第三者に奪われたとき、詐取されたとき、遺失したとき  
~ 質権者は第三者に対抗しえない = 質権に基づく返還請求は不可(353条)

### 2. 質権の効力

(1) 留置的効力

(2) 優先弁済的効力

- \* 競売・果実の收取(350 297条)・簡易な弁済充当(354条)
- \* 流質契約の禁止 *lex commissoria* (349条) ただし商515条, 質屋19条  
~ 債権者が債務者の窮状に乗じて不当な利益を得る虞を回避

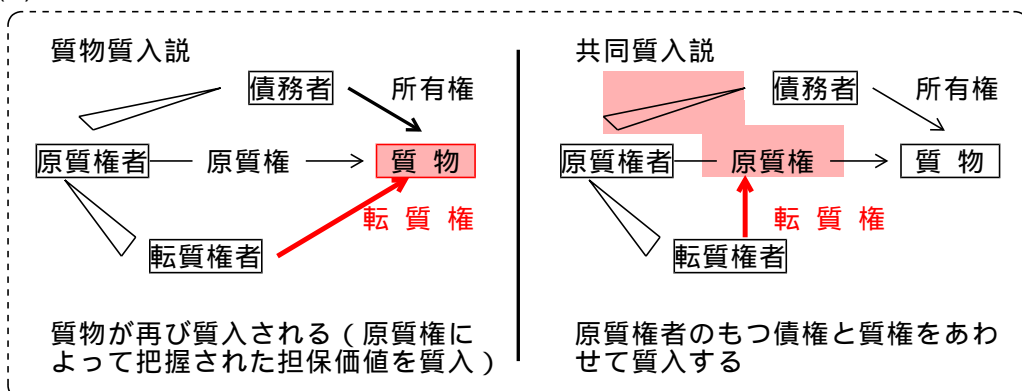
### 3. 転質

(1) 転質：質権者が質物を自己の債務のために質入すること 資金の流動化へ

- 承諾転質 原債務者の承諾のもとになされる転質
- 責任転質 原債務者の承諾なしになされる転質 (348条)

↳他人から物を預かっているに過ぎない質権者が転質をなしうる根拠は？

(2) 責任転質の法的性質



### (3) 責任転質に求められること

転質によって所有権者が不利益を被ることのないようにする必要

( A : 原質権設定者    B : 原質権者・転質権設定者    C : 転質権者 )

- ・ C は B の債権の弁済期までは質権を実行できない
- ・ B が勝手に質権を実行すべきではないし、A が被担保債権を弁済するなどして質権を消してしまうことも避けるべき
- ・ C の優先弁済権行使は、B の把握する担保価値の限度とすべき

### (4) 責任転質の効果 : ( 質物質入説によると )

- ・ 転質権実行においては、転質権の被担保債権の弁済期が到来したのみならず、原質権の被担保債権についても弁済期が到来していなければならない
- ・ 転質の被担保債権額の方が多いたときは、原質権の被担保債権の限度で優先弁済を受けうる
- ・ 原質権の被担保債権の弁済期のほうが先に到来したときは、A は供託によって原質権、転質権を消滅させることができる。原質権・転質権は供託金の上に存続する

## 4 . 不動産質

### \* 目的物の使用・収益権(356条)

かつてはひろく行われていた(農地の質入には有効であった)      宅地

現在ではほとんど利用例なし(ただしマンション等に一定程度利用価値あり?)

cf. 賃料債権に対する抵当権の物上代位

## 5 . 権利質

債権譲渡担保

債権(銀行預金債権、保険金請求権、電話加入権等) 株式、無体財産権など

### \* 債権質の場合

- ・ 指名債権      設定 : 363条      2004年改正      對抗要件 : 債権譲渡に準ずる
- ・ 証券的債権      設定・對抗要件 : 証券の引渡し(質入裏書)

### 【問題 1】

真人(A)は明(B)に20万円を貸すさいに、明の所有するパソコンを質として預かることにした。その後、明は卒論を書く間だけパソコンをいったん返してほしいと頼まれ、それに応じた。卒論の締切後、真人はパソコンの返却を請求することができるか。

### 【問題 2】

A は B から印刷用に用紙を預かっているが、A はこれを自己の所有と偽り、C に質入れして50万円を借りた。B は C に対してその返還を請求できるか。

### 【問題 3】

パソコン業者 A は、B に50万円の借金を申し込む際、自己の所有するパソコンを質に提供することとし、B に引き渡した。B は、自己の C に対する70万円の借金の担保とするため、A に無断でこのパソコンを質として B に引き渡した。A は C に対してパソコンの返還を請求できるか。請求が認められるとした場合の要件、効果はいかなるものか。